

平成 28 年 3 月

各位

佐賀市鍋島 2 丁目 301
(株)佐賀新聞サービス
TEL0952-32-4848 (代)

佐賀新聞折込ちらしにおける意見広告の取扱いとご案内

拝啓、早春の候、皆様にはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より折込広告には、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、企業、団体等がそれぞれの立場から、自分の考え方や意見を表明し、読者に賛否を問う広告手段として「意見広告」があります。このたび折込ちらしの利便性、有用性のさらなる向上を図るため、弊社では意見広告の取り扱いを解禁することと致しました。趣旨ご賢察いただき、広告宣伝活動の一助にお使い頂ければ幸いです。

敬具

解禁日 平成 28 年 4 月 1 日

折込料金 A4・B4 サイズ 7.2 円/1 枚

A3・B3 サイズ 11.7 円/1 枚

※別途配送管理料が掛かります。1 販売店×200 円

※上記以外のサイズについても取り扱っております

折込規定

- 1、広告主は組織・実態が確実であり、しかるべき社会的評価を受けている企業・団体・有志連合等が広告主で、内容が妥当であると判断され、かつ下記の各項に反しないものは原則として掲載を認める。
- 2、広告主の正式名称、責任者名、所在地、電話番号を明記し「意見広告」と明示すること。
- 3、掲載予定原稿の提出は、審査等のため折込予定日の 2 週間前とする。
- 4、折込に際しては、当社規定の念書を提出すること。
- 5、次のものは受け付けない。
 - ① 広告主が個人（単独）であるもの
 - ② 広告主が責任を持ちうる内容でないと判断されるもの
 - ③ 紛争中もしくは裁判中の当事者の当該紛争・裁判に関する意見広告。ただし、とくに公共性が高いと認められる場合は掲載を認めることがある
 - ④ 他を中傷するもの、名誉毀損・プライバシーを侵害するもの、虚偽または事実を誤認させるもの、著しく良識を逸脱するもの

以上